

人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「四国中央市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成26年度四国中央市人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成26年4月1日現在の職員数

平成26年4月1日付人事異動に関しては、女性職員が積極的に市政に参画できる体制を確立するため2名の女性課長を登用しました。また新規職員19名、実務経験者職員1名、任期付職員3名を採用するとともに愛媛県（東京事務所及び若手職員の相互交流）愛媛地方税滞納整理機構、愛媛県後期高齢者医療広域連合への職員派遣、年金支給開始年齢の引上げに伴う定年退職者再任用制度の本格運用による12名（フルタイム3名、短時間9名）配置など、総数368名（組織再編等による発令、昇格者を含む）の人事異動発令を行いました。昨年度同様「自己申告制度」や「人事評価制度」により、職員の意欲の向上と適材適所の人事配置を行うとともに、「勧奨退職制度」により組織の新陳代謝の促進に努めました。また、平成26年6月1日から平成27年3月31日までの間、東日本大震災における被災地への人的支援として、宮城県山元町へ1名を派遣しました。

(2) 平成26年度採用試験及び退職者数

平成26年度の職員採用試験は、四国中央市定員適正化計画に基づき「長期的に年齢構成を平準化すること」等を基本方針として、前年度と同様に人物評価を重視したコミュニケーション能力試験を行うなど、それぞれの職種に応じて行い、新規採用職員試験合格者16名（一般事務職6名、技術職（土木・建築）2名、保育士・幼稚園教諭4名、消防職4名）、実務経験者（土木・保健師）採用試験合格者2名、任期付職員採用試験（保育士/幼稚園教諭）合格者1名、計19名を平成27年4月1日付で採用しました。

退職者数は、定年退職25人、勧奨退職2人、普通退職4人、派遣等退職5人の合計36人ですが、雇用と年金の接続に関し年金支給開始年齢の引上げに伴う定年退職者の再任用により、平成27年4月1日付で16名（フルタイム3名、短時間13名）を配置しました。従って、平成27年4月1日現在の職員数は957名となりました。

(3) 部局別職員数及び定員適正化の状況

(単位:人)

区 分	H16.4.1		H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
議会事務局	12		7	7	7	7	7
市長部局	881		729	711	680	681	671
教育委員会事務局	144		106	100	102	99	103
選挙管理委員会事務局	4		2	2	2	2	2
監査委員事務局	3	・・・	3	3	3	3	3
公平委員会事務局	兼務(1)		兼務(1)	兼務(1)	兼務(1)	兼務(1)	兼務(1)
農業委員会事務局	9		6	6	6	6	6
水道局	75		56	48	47	45	43
消防本部・消防署	142		132	127	126	125	122
合 計	1,270		1,041	1,004	973	968	957

消防本部安全・危機管理課危機管理対策係への出向者を含みます。

平成 27 年 4 月 1 日現在の職員数は 957 人であり、合併時の職員数と比較して 313 人減少しています。平成 27 年 4 月 1 日現在の目標職員数は、第 1 次四国中央市定員適正化計画（平成 17 年 10 月策定）では、986 人としていましたので、職員数の削減が計画以上のペースで推進されてきました。なお、平成 24 年 7 月に策定しました第 2 次四国中央市定員適正化計画では、平成 27 年 4 月 1 日現在の目標職員数は 948 人であり微増となりましたが、今後も定員適正化計画に基づき当市にとって最適な人員配置及び人員削減を行う予定です。

2 職員の給与の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四国中央市	43.0 歳	332,907 円	391,366 円	360,264 円
愛媛県	44.8 歳	347,490 円	440,901 円	380,769 円
国	43.5 歳	355,000 円	-	408,472 円
類似団体	42.9 歳	324,693 円	384,479 円	353,722 円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四国中央市	49.6 歳	321,750 円	341,170 円	327,313 円
愛媛県	50.1 歳	332,322 円	371,574 円	351,038 円
国	50.1 歳	287,992 円	-	326,611 円
類似団体	50.9 歳	301,568 円	327,067 円	313,801 円

(2) 職員の初任給の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分		四国中央市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	176,355 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	142,911 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	-	137,789 円	-
	中学卒	-	122,122 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

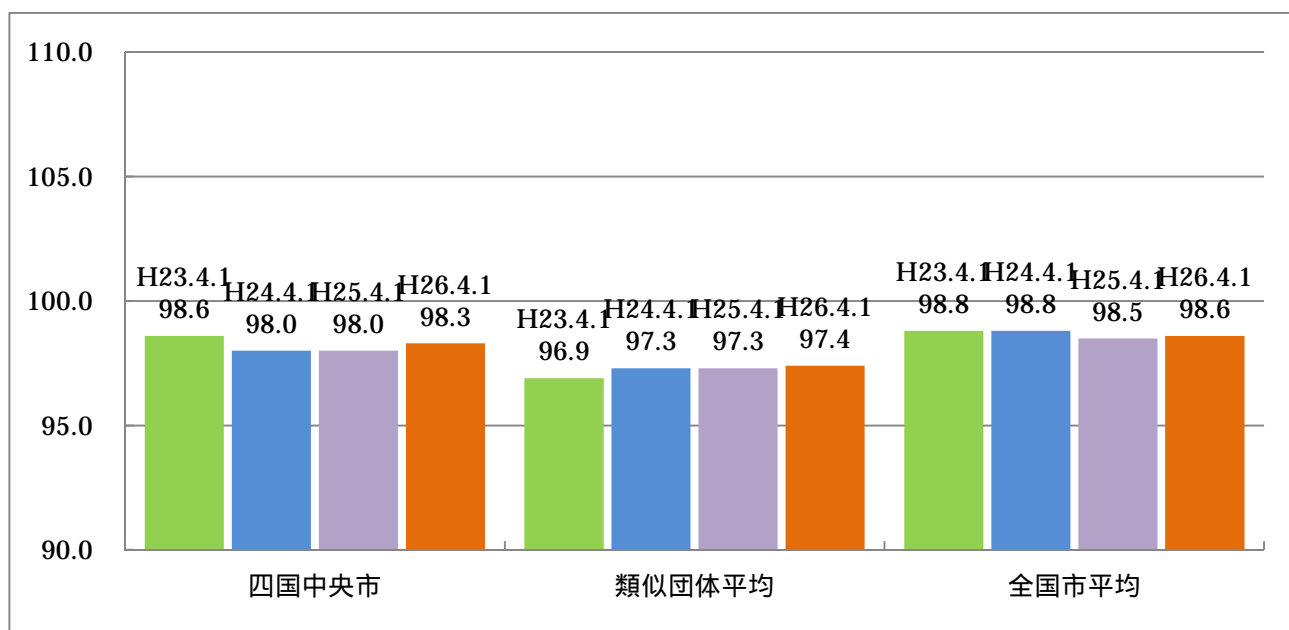
区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	264,531 円	361,943 円	397,741 円
	高校卒	231,567 円	299,863 円	389,033 円
技能労務職	高校卒	-	-	-
	中学卒	-	-	-

(4) 特別職の報酬等の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等	期末手当
給料	市長	950,000 円	平成 25 年度支給割合 2.95 月分（加算 15%）
	副市長	700,000 円	
報酬	議長	454,000 円	
	副議長	374,000 円	
	議員	341,000 円	

(5) ラスパイレス指数の状況

当市の平成 26 年 4 月 1 日現在のラスパイレス指数は、98.3 となっています。



ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数のことです。

類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(6) 給与に関する制度改正の状況

平成 26 年の人事院勧告では官民格差解消のため、7 年ぶりとなる俸給表の引上げ勧告がなされました。当市においても同様に月例給については、若年層に重点を置きながら平均 0.3% の引上げ改定を平成 26 年 4 月 1 日に遡って行いました。特別給については、0.15 月の支給月数の引上げを行い、あわせて通勤手当や初任給調整手当についても、国に準じて所要の改正措置を講じました。

また、平成 27 年度以降に係る国の給与制度の総合的見直しにおいては、世代間・地域間の給与配分の在り方が見直され、若年層部分を除く俸給表の引下げ、地域手当の支給率の引上げ、単身赴任手当の支給額の引上げや、管理職員特別勤務手当の平日支給等の改定が勧告されたのを受け国に準じて所要の改正措置を行いました。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 1 日 7 時間 45 分（休憩時間 12 : 00～13 : 00）、週 38 時間 45 分です。ただし、消防署、福祉施設等の交替制勤務職場に勤務する職員の勤務時間については、週 38 時間 45 分を原則として勤務時間の割り振りをしています。

(2) 休暇等の状況

休暇等の種類は、年次有給休暇、病気休暇、育児休業、介護休暇及び特別休暇（産前産後休暇、忌引、公民権行使、ドナー休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、生理休暇、夏季休暇、子の看護休暇等）です。取得状況は下表のとおりです。

年次有給休暇 集計期間（H26.1.1～H26.12.31）

総付与日数	総取得日数	職員数（注）	平均取得日数	消化率
23,404 日	5132.3 日	593 人	8.7 日	21.9%

（注）一般職員（単純労務職員や交替制勤務職場に勤務する職員を除く）のうち、1 年間を通して在職した職員数です。

介護休暇 集計期間（H26.4.1～H27.3.31）

介護休暇を承認した職員数	介護休暇承認期間の内訳					
	1 月以下	1 月を超え 2 月以下	2 月を超え 3 月以下	3 月を超え 4 月以下	4 月を超え 5 月以下	5 月超え
1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

育児休業 集計期間（H26.4.1～H27.3.31）

区 分	男性	女性
平成 26 年度中に新たに育児休業を取得した職員	0 人	11 人
育児休業の期間が前年度から引き続いている職員	0 人	29 人

部分休業 集計期間（H26.4.1～H27.3.31）

区 分	男性	女性
平成 26 年度中に新たに部分休業を取得した職員	0 人	2 人
部分休業の期間が前年度から引き続いている職員	0 人	1 人

病気休暇 集計期間（H26.4.1～H27.3.31）

区 分	のべ人数
平成 26 年度中に病気休暇を取得した職員	48 人
病気休暇の期間が前年度から引き続いている職員	0 人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区 分	免職	降任	病気休職	刑事休職
処分者数	0 人	0 人	5 人	1 人

分限処分とは、職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持するため、職員の意に反して行われる処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分等の状況

区 分	免職	停職	減給	戒告	訓告等
処分者数	1人	0人	0人	0人	3人

懲戒処分とは、職員の義務違反に対して任命権者が課する制裁であり、職員の道義的責任を明らかにすることにより地方公共団体の規律と秩序を維持するための処分です。

5 職員の服務の状況

(1) 服務上の義務

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないことになっています。職員に対しては、下表のとおり服務上の様々な義務が課されています。

区 分	備 考
法令等及び職務命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当たって法令、条例等に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはいけません。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党結成への関与禁止等政治的行為が制限されています。
争議行為の禁止	職員の争議行為は禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事できません。

(2) 職務専念義務の免除

職務専念義務については、法律又は条例に規定がある場合に免除されることになっています。

消防団員として活動する場合、中学校等のスポーツ大会へ審判員等として参加する場合、人間ドック利用の場合等に職務専念義務を免除しています。

(3) 営利企業等の従事許可

職員は全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いては、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。次の各号のいずれかに該当する場合を除くほかは、営利企業等の従事許可を出すことができます。

(ア) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(イ) 企業、事業又は事務が職務又は勤務する機関と密接な関係にあって特別な利害関係を生ずるおそれがある場合

(ウ) 企業、事業又は事務の性質上これに従事することが公務員として適当でないと思われる場合

相続した不動産の管理する場合等に、営利企業等の従事許可をしています。平成26年度の許可件数は53件です。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

(ア) 集合研修

階層別研修

新規任用職員から10年目までの採用年次毎の職員と、職位別に新たに昇格した新任主任・新任係長・新任課長等を対象に経験年数や職位に応じたテーマで階層別研修を実施し、延べ325人の受講がありました。

専門研修

財政・コンプライアンス・ホスピタリティーなどの多様な専門的テーマについて受講希望者や管理職を対象として専門研修を実施し、延べ682人の受講がありました。

階層別研修			
研修内容	日時	研修場所	受講者
新規任用職員研修			
前期研修	4月9日～11日	本庁舎5階第2委員会室他	16人
3市合同研修 (四国中央市・新居浜市・西条市)	5月22日～23日	新居浜市銅山の里自然の家	17人
後期研修	10月30日～31日	本庁舎4階会議室他	22人
介護実地研修	11月25日～28日	萬翠荘	15人
挨拶運動	4月14日～	本庁舎他	30人
2年目職員研修(フォローアップ研修)	10月30日	本庁舎4階会議室	16人
3～4年目職員研修 (問題解決&業務改善力アップ研修)	12月10日	保健センター2階研修室	29人
5年目職員研修 (霧の森接遇実地研修)	8月18日～25日	霧の森	13人
6～7年目職員研修 (業務改善研修)	1月15日	本庁舎5階第2委員会室	15人
8～10年目職員研修 (プレ・マネジメント研修)	2月24日	保健センター2階研修室	25人
11年目職員研修 (四国まんなかサミット聴講研修)	11月20日	観音寺市立中央図書館	10人
新任主任研修	4月24日	本庁舎4階会議室	30人
新任係長研修	5月29日	本庁舎4階会議室	42人
新任および2年目課長研修	5月14日	本庁舎4階会議室	36人
新任課長研修(説明会)	4月16日・17日	本庁舎4階会議室	9人
専門研修			
新幹線のお掃除の天使たちに学ぶ現場力向上研修	2月20日	福社会館4階多目的ホール	170人
わかりやすい女性職員のための議会研修	2月13日	本庁舎5階第1委員会室	30人
メンタルヘルスラインケア研修	5月7日・8日	福社会館4階多目的ホール	135人
メンタルヘルスセルフケア研修(2回)	7月2日・3日	福社会館4階多目的ホール	268人
面接官養成研修	10月6日	本庁舎4階会議室	12人
こころサポーター研修	11月18日・19日	保健センター1階集団指導検診室	67人

(イ) 派遣研修

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)、全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)、四国地方整備局研修所、愛媛県研修所などの外部の研修機関や団体等に延べ76人を

派遣しました。

研修主催機関等		研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
市町村職員 中央研修所	1	住民税課税事務	10月14日～24日	市町村職員中央 研修所 (千葉市)	1人
	2	住民税課税事務	11月11日～21日		1人
	3	議会事務	1月20日～28日		1人
全国市町村国際 文化研修所	1	人事評価制度とその運用の 実際	7月14日～17日	全国市町村国際 文化研修所 (大津市)	1人
	2	これからの地方公営企業 経営戦略	8月20日～22日		1人
	3	障害のある人への自立支援	9月1日～5日		1人
	4	介護保険事務	10月27日～31日		1人
	5	女性リーダーのための マネジメント研修	11月10日～14日		1人
	6	市町村の経済波及効果と 経済構造の分析	11月19日～21日		1人
	7	空き家対策から まちづくりを考える	12月3日～5日		1人
	8	JETプログラム日本語講座(翻訳・ 通訳コース)集合研修コース	12月8日～12日		1人
	9	児童虐待への対応	1月26日～30日		1人
	10	地域におけるこころの健康づくり ～市町村の自殺対策～	2月16日～18日		1人
愛媛県	1	市町課長級研修	11月4日～5日	愛媛県研修所 (松山市)	1人
	2	市町係長研修	10月20日～23日 11月11日～13日		4人
	3	市町中堅職員研修	12月15日～18日 1月13日～16日 1月26日～29日		5人
	4	OJT能力向上講座	6月3日		1人
	5	民法講座	7月16日～17日		2人
	6	経営分析基礎講座	7月28日～30日		3人
	7	広報とマスコミ対応講座	7月31日～8月1日		1人
	8	財務運営実務講座	8月6日～8日		2人
	9	政策形成講座	11月17日～19日		1人
	10	折衝力・交渉力講座	11月25日～26日		1人
	11	法制執務講座	12月1日～2日		1人
愛媛県	12	ファシリテーション講座	11月27日～28日	愛媛県研修所 (松山市)	1人
	13	コーチング講座	1月22日～23日		1人
	14	危機管理講座	2月9日～10日		2人
	15	セクハラ及びパワハラ等 啓発研修会	6月9日	愛媛県 東予地方局	2人

研修主催機関等		研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
	16	クレーム対応講座	8月7日	(西条市)	7人
	17	公務員倫理研修	9月2日		1人
国土交通省 四国地方整備局	1	道路管理研修	5月12日～16日	国土交通省 四国地方整備局 研修所 (高松市)	2人
	2	道路事業評価研修	7月7日～7月9日		1人
	3	土地収用研修	7月28日～8月1日		1人
	4	用地専門研修	9月8日～12日		1人
	5	道路構造物管理実務者研修 (橋梁初級)	11月17日～20日		2人
	6	危機管理研修	11月25日～28日		1人
四国地区 公務研修協議会	1	四国自治体中堅職員 交流研修	8月19日～20日	香川県 青年センター (高松市)	3人
その他	1	社会基盤メンテナンス エキスパート養成講座	10月27日～31日 11月17日～21日	松山市	1人
	2	巡回アカデミー研修会	11月26日	松山市	1人
	3	女性活躍の推進と男女共同 参画	5月21日～23日	埼玉県	1人
	4	中堅女性職員キャリア アップ講座	1月26日～27日	名古屋市	1人
	5	マイナンバー制度とその 課題	2月19日～20日	名古屋市	1人
	6	女性ビジネスパーソンのための 活き活きキャリアづくりセミナー	3月6日	大阪市	1人
	7	職員採用における課題と その解決策セミナー	11月25日 11月26日	松山市	1人 1人
	8	人事評価制度構築(見直し) 支援セミナー	11月26日	松山市	1人
	9	新人研修説明会	12月17日	高松市	2人
	10	リフレッシュセミナー	12月9日	西条市	5人

(ウ) 公共的団体における自己啓発活動事業

地域社会において公益的なまちづくりを行っている公共的団体に職員を派遣し、会員との交流や情報交換を通して、資質向上につなげることを目的とする「公共的団体における自己啓発活動事業」を平成25年度に創設し、平成25年10月から四国中央商工会議所青年部に加入した職員1人が、平成26年度も引き続き加入し自己啓発に取り組みました。

(I) 自主研修

まちづくり出前講座

防災や高齢者福祉など市政の様々なテーマについて市民への情報提供を行い市政への理解浸透を図る「まちづくり出前講座」を通じ、講師を務める職員自らがより深く市政について学

び、専門的知識や技能を身につけ説明能力を養成するなどの資質向上につなげました。

名称	講座総数	内開講講座数	年間延開講数	年間延受講者数
まちづくり出前講座	76 講座	24 講座	304 回	9,685 人

インターンシップ事業（学生の就業体験受け入れ）

学生の就業体験として6人を受け入れ、職員が学生の指導育成という経験を通じ、管理能力や指導能力などの資質向上につなげました。

学校種別	受け入れ学生数	延べ受け入れ期間	受け入れ先
大学	5 人	8 月 18 日～29 日	秘書広報課 総務課 高齢介護課 生活福祉課 観光交流課
高等専門学校	1 人	8 月 18 日～22 日	下水道課
合計	6 人		

eラーニング研修

市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）が配信するeラーニング講座について法令実務や地方税入門などの講座を職員7人が受講し自己啓発に取り組みました。

(2) 勤務評定

平成 19 年度に構築した当市の人事考課制度は、職員の人材育成と職場内のコミュニケーションのツールとして、全職員に対して能力行動考課を実施していましたが、平成 25 年度からは新たに業績考課を加え、国に準拠した新たな「人事評価制度」として試行を始めており、平成 26 年度についても継続して実施しています。

また、各所属長から職務遂行状況等の報告を受け職員の資質・能力・勤務態度の把握に努めました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生及び健康管理

当市では、独自の職員互助組織は設置していません。地方公務員等共済組合法に基づく愛媛県市町村職員共済組合の各種事業（短期給付、長期給付、福祉事業等）及び愛媛県市町村職員互助会等の各種事業（給付事業、厚生事業等）の適用を受けています。

また、労働安全衛生法の規定に基づく健康診断及び保健師による健康相談等を実施しています。平成 26 年度の実績は下表のとおりです。

事業名	内容	
定期職員健康診断	実施期間	平成 26 年 6 月～9 月末まで年 1 回 深夜業従事者：平成 27 年 2 月末まで年 2 回
	対象	職員、嘱託・臨時職員（勤務時間数が週 20 時間以上で 1 年間勤務予定）
	契約	宇摩医師会
	健診方法	個別健診
	受診者数	正規職員：延 366 人 嘱託・臨時職員等：延 646 人

事業名	内容
人間ドック等	実施期間 平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月末まで
	実施主体 愛媛県市町村職員共済組合・公立学校共済組合・全国健康保険協会
	対象 各組合員・被保険者等
	健診方法 個別健診
	受診者数 747 人
健康相談	健診後保健指導：健診結果より、面接・電話・メール等で個別に保健指導 80 回
	メンタルヘルスに関する健康相談 延 20 回
	休職中職員を対象とした健康相談 延 4 回
	復職後健康相談 延 46 回
	その他健康相談 延 3 回
過重労働対策	産業医健康相談（時間外勤務時間数：月 100 時間以上）13 回
	保健師健康相談（時間外勤務時間数：3 カ月平均 60 時間以上）36 回
	毎水曜日ノー残業デーのお知らせ
メンタルヘルス研修	ラインケア研修 日時：平成 26 年 5 月 7 日（水）13:30～16:30 平成 26 年 5 月 8 日（木）9:00～12:00 会場：福社会館 4 階多目的ホール 対象：管理職 講師：産業衛生研究所メンタルヘルスアドバイザー 渡邊 雅子 氏 内容：メンタルヘルス対策の必要性 ストレス及びメンタルヘルスに関する基礎知識 部下へのケア度チェック ラインによる早期発見・早期対処の必要性 参加者数：135 人
	セルフケア研修 日時：平成 26 年 7 月 2 日（水）13:30～15:00 平成 26 年 7 月 3 日（木）10:00～11:30 会場：福社会館 4 階多目的ホール 対象：全職員 講師：NPO法人こころ塾 村松 つね 氏 内容：自身の不調に早く気づき早期対応ができるためにストレスへの対処・軽減の方法 参加者数：268 人
カウンセリング事業	産業カウンセラーによるカウンセリング 延 59 回 （新規採用職員・2 年目職員・被災地支援従事者・随時希望者） 臨床心理士によるカウンセリング 延 66 回 （随時希望者）
職場復帰訓練事業	利用者：2 名 延 29 回 職場復帰に向けての健康相談、訓練計画・判断会議等、職場復帰訓練中健康相談
衛生委員会	年 3 回開催
衛生委員会ニュース	インフォメーションによる健康情報の提供 12 回
職場パトロール	市内の施設巡視
会議・研修会等への参加	県・市町メンタルヘルス対策連絡会等への参加 6 回 愛媛産業保健セミナー等研修会への参加 7 回

(2) 公務災害補償の概要

公務上又は通勤途上の災害により、負傷又は死亡した場合は、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。平成 26 年度の補償件数は下表のとおりです。

区 分	傷 病	死 亡
公務災害	1 件	0 件
通勤災害	1 件	0 件

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

年度当初係属件数	年度中要求件数
0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

年度当初係属件数	年度中申立て件数
0 件	0 件